

保安規程変更届出書

原発本第172号

2020年9月30日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更しましたので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおりに
変更年月日	2020年9月18日

以上

変 更 内 容

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行）〔原子力規制における検査制度の見直し〕に係る玄海／川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更（2020年9月18日）に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表のとおり変更する。

以 上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕
新旧比較表

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕</p> <p style="text-align: center;">2020年 4月 1日</p> <p style="text-align: center;">九州電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕</p> <p style="text-align: center;">2020年 9月 18日</p> <p style="text-align: center;">九州電力株式会社</p>	<p>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正(2020年4月1日施行)〔原子力規制における検査制度の見直し〕に係る玄海／川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更(2020年9月18日)に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたり、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じ予め手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合は、保安規定の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたり、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じ予め手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、保安規定の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正(2020年4月1日施行)[原子力規制における検査制度の見直し]に係る玄海／川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更(2020年9月18日)に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 6 章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <p>(保安に必要な文書とその位置付け)</p> <p>第22条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書については、規定文書に係わる定めにより、制定するとともに、定期的に評価を行い、必要に応じて改正、廃止するなど、常に適切な状態として維持、管理する。</p> <p>2 保安に必要な文書については、別表第3に定める社内規定及びこれに基づき業務の実施基準や手順等を定める規定文書とする。</p> <p>(保安の計画及び実施)</p> <p>第23条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第2章の保安管理体制の下、第6条第3項による方針・目標を踏まえ、計画を策定し、その計画に従い実施する。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、必要な人的及び物的資源の確保に努める。</p> <p>(保安の評価)</p> <p>第24条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、計画どおり実施されているか、実施箇所の管理職、内部監査などにより評価を行う。</p> <p>(保安の改善)</p> <p>第25条 第24条の評価の結果、改善が必要な場合は、定められた手順により、是正処置を適切に実施する。</p> <p>また、その重要度に応じて、情報を公開する。</p> <p>2 改善が必要と評価される状態が発生する恐れが認められた場合、定められた手順により、その原因を除去する予防処置を適切に実施する。</p> <p>3 予防処置にあたっては、他部門や他社、他産業などから得られた保安に関する知見について、必要に応じて、適切に反映する。</p> <p>(外部調達管理)</p> <p>第26条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用にあたり、外部から物品又は役務を調達する場合は、仕様書等で要求事項を明確にするとともに、検査又は記録の確認等により要求事項を満足しているかを検証するなど、定められた手順により、適切に管理する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <p>(保安に必要な文書とその位置付け)</p> <p>第22条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書については、規定文書に係わる定めにより、制定するとともに、定期的に評価を行い、必要に応じて改正、廃止するなど、常に適切な状態として維持、管理する。</p> <p>2 保安に必要な文書については、別表第3に定める社内規定及びこれに基づき業務の実施基準や手順等を定める規定文書とする。</p> <p>(保安の計画及び実施)</p> <p>第23条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第2章の保安管理体制の下、第6条第3項による方針・目標を踏まえ、計画を策定し、その計画に従い実施する。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、必要な人的及び物的資源の確保に努める。</p> <p>(保安の評価)</p> <p>第24条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、計画どおり実施されているか、実施箇所の管理職、内部監査などにより評価を行う。</p> <p>(保安の改善)</p> <p>第25条 第24条の評価の結果、改善が必要な場合は、定められた手順により、是正処置を適切に実施する。</p> <p>また、その重要度に応じて、情報を公開する。</p> <p>2 改善が必要と評価される状態が発生する恐れが認められた場合、定められた手順により、その原因を除去する未然防止処置を適切に実施する。</p> <p>3 未然防止処置にあたっては、他部門や他社、他産業などから得られた保安に関する知見について、必要に応じて、適切に反映する。</p> <p>(外部調達管理)</p> <p>第26条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用にあたり、外部から物品又は役務を調達する場合は、仕様書等で要求事項を明確にするとともに、検査又は記録の確認等により要求事項を満足しているかを検証するなど、定められた手順により、適切に管理する。</p>	<p>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正(2020年4月1日施行)〔原子力規制における検査制度の見直し〕に係る玄海／川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更(2020年9月18日)に伴う変更</p>

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行）〔原子力規制における検査制度の見直し〕に係る玄海／川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更（2020年9月18日）に伴い、関連する記載の変更を行ったため、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更した。

以 上